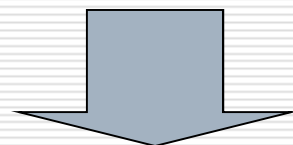


商品券（プリペイドカード）の払戻しについて

中国財務局理財部金融監督第三課

ここでいう商品券(プライベートカード)とは・・・

資金決済に関する法律第3条第1項に規定する「前払式支払手段」のこと

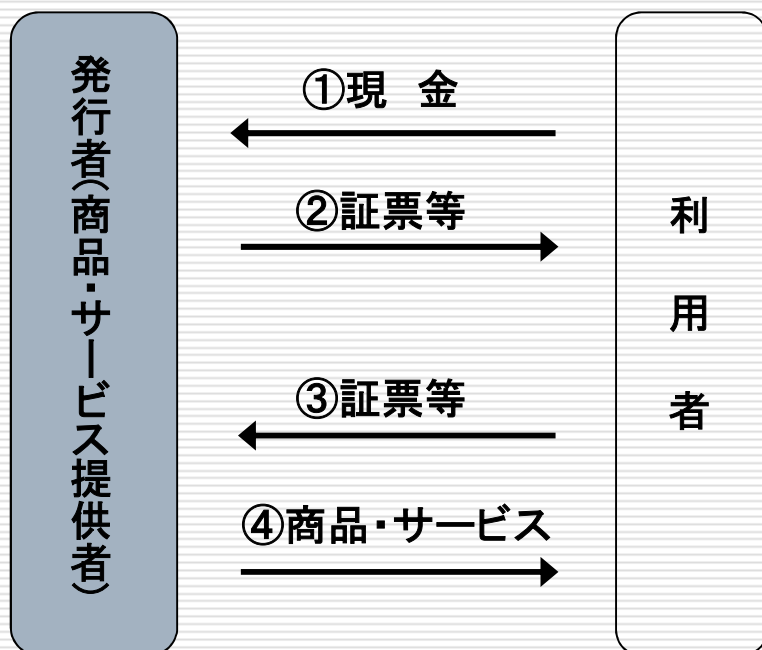


前払式支払手段とは、金額や物品等の財産的価値が記録された証票(ICチップやサーバに記録するものを含む)で、金額や数量に応ずる対価を得て発行され、提示、その他の方法等により、代価の弁済や物品の給付請求等に使用できるものをいう。

商品券(プライベートカード)の種類は...

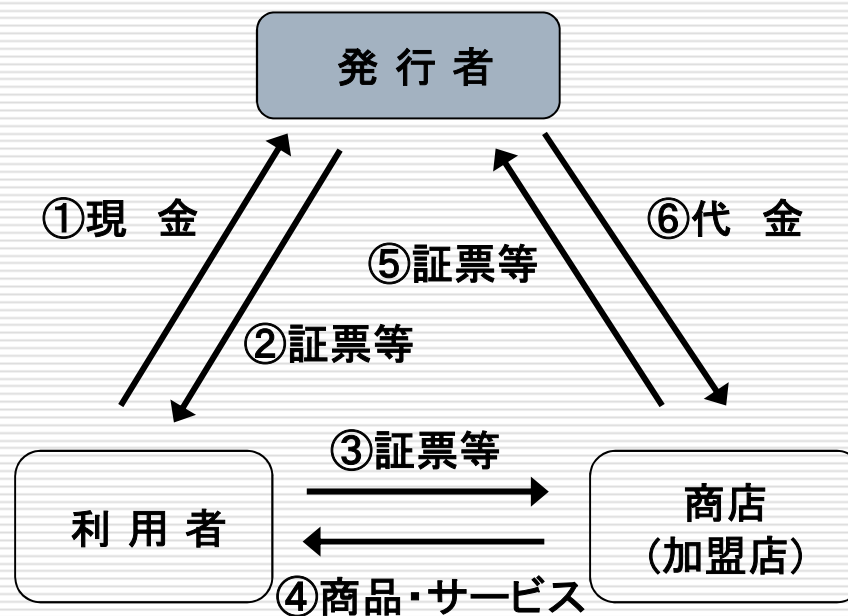
□ 自家型

発行者に対してのみ使用可能



□ 第三者型

発行者以外のサービス等提供者
に対しても使用可能



商品券(プライベートカード)発行手続 (その1)

□ 自家型(法5条)

- ・未使用残高が1千万円を超えた場合は、財務局長に「届出」が必要。
- ・未使用残高の2分の1の額以上に相当する額の発行保証金を供託。

□ 第三者型(法7条)

- ・財務局長の「登録」が必要。
- ・未使用残高が1千万円を超えた場合、未使用残高の2分の1の額以上に相当する額の発行保証金を供託。

商品券(プライベートカード)発行手続 (その2)

□ 適用除外(法4条)

- 乗車券、入場券その他これらに準ずるもの
(インターネット上の「仮想空間」でサービス提供されるものを除く)
- 発行の日から6ヶ月以内に限り使用ができるもの
- 国、地方公共団体が発行するもの 他

商品券(プライベートカード)発行業者の監督

- 業務に関する報告書の作成及び財務局長への提出(法23条)
- 発行業者への立入検査(法24条)
- 発行業者への業務改善命令(法25条)
- 自家型発行者に対する業務停止命令(法26条)
- 第三者型発行者に対する登録取消し(法27条)

「払戻し(はらいもどし)」とは

- 平成22年4月1日に施行された「資金決済に関する法律」で新たに規定されたもの。
(法20条)
- 商品券(プリペイドカード)発行者は、利用を終了した場合、商品券(プリペイドカード)の保有者に額面で「払戻し」(=換金)を行うことが義務付けられた。

商品券(プライベートカード)の払戻手続

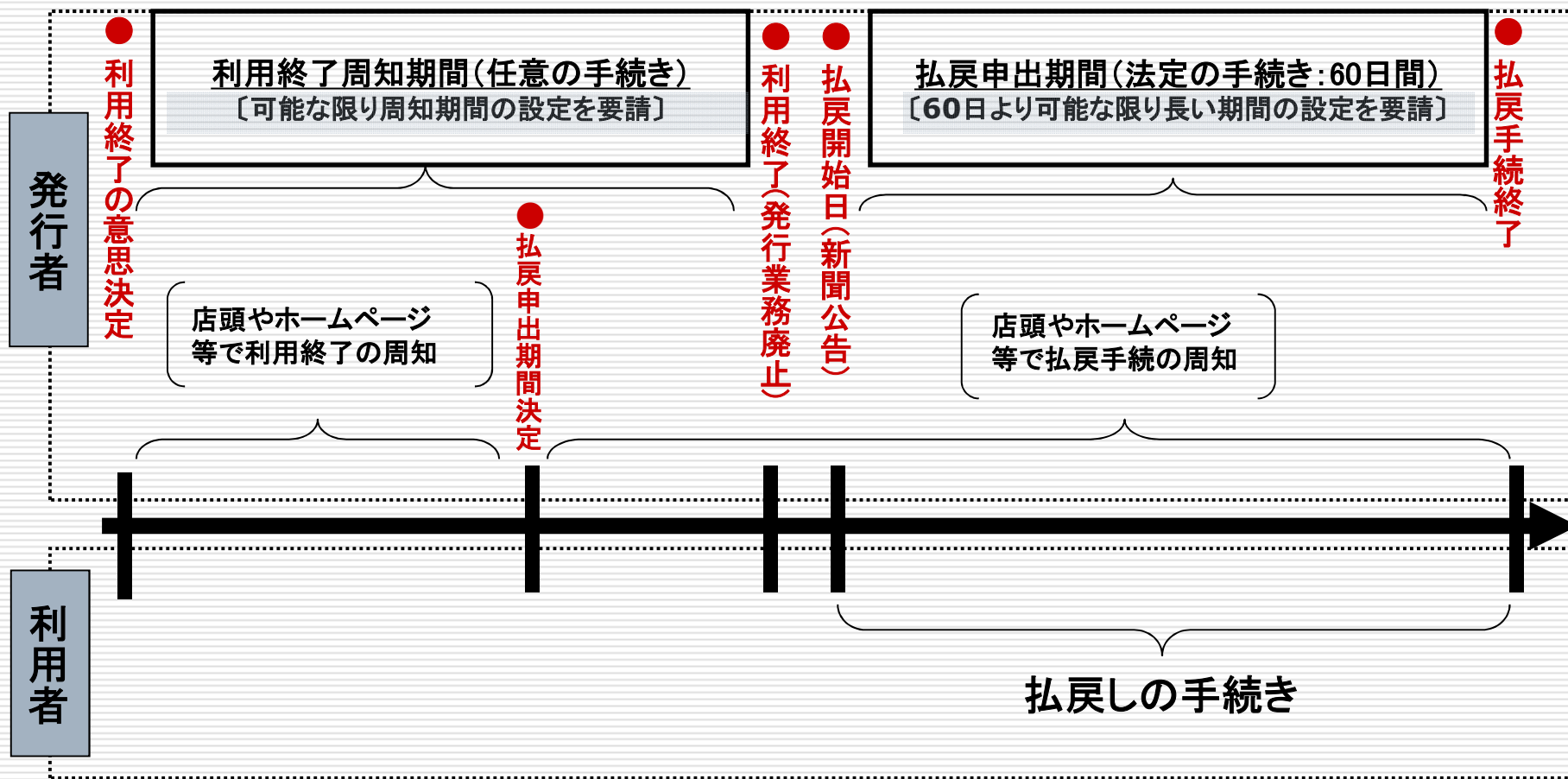
(その1)

- 商品券(プライベートカード)の発行者は、商品券(プライベートカード)の利用を終了した場合には、保有者に対して払戻手続を実施。(払戻期間は、60日を下らない期間を設定)
- この場合、発行者はホームページ、日刊新聞紙、店頭等での掲示により、払戻手続を周知。
- 商品券(プライベートカード)保有者は、払戻しの申出期間中に発行者に対して申出をすることによって、払戻しを受けることが可能。

※商品券(プライベートカード)をお持ちの方が、払戻申出期間内に申出ができなかった場合でも、期間後、発行者に対して債務の弁済を請求することは可能。

商品券(プライベートカード)の払戻手続

(その2)



商品券(プリペイドカード)をお持ちの方へ

(その1)

- お手持ちの商品券(プリペイドカード)について、券面に記載されている有効期限内であっても、商品券(プリペイドカード)の利用が終了し、払戻しが行われていないかご確認ください。

(確認先)

- ・商品券(プリペイドカード)発行者
- ・中国財務局ホームページ:「商品券(プリペイドカード)の払戻しについて」(専用バナーがあります。)
- ・金融庁ホームページ:「商品券(プリペイドカード)の払戻しについて」

商品券(プライベートカード)をお持ちの方へ (その2)

- 商品券(プライベートカード)の利用終了のお知らせについて、店頭掲示や発行者・中国財務局等のホームページ掲載等で確認されたら、できるだけ早期に使用してください。
- 払戻しのお知らせについて、店頭掲示や発行者・中国財務局等のホームページ掲載等で確認されたら、確実に払戻しの手続きをとり換金してください。

商品券(プリペイドカード)をお持ちの方へ

(その3)

- 仮に払戻申出期間内に申出ができなかった場合でも、期間後、発行者に支払いを請求することは可能です。お手持ちの商品券(プリペイドカード)について、払戻申出期間が終了していても、直ちに廃棄したりせず、発行者に取扱いをご照会ください。(但し、この場合は当事者間で個別に交渉していただくこととなります。)
- 会社が清算するなどの事情により、商品券(プリペイドカード)の未使用残高どおりの支払いを受けられなくなることもありますので、ご注意ください。

本件に関するご照会先

- 中国財務局理財部金融監督第三課
広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎4号館12階
TEL:082-221-9221(代表)
前払式支払手段担当(内線:3406)